

平成 30 年度第 2 回国立大学法人富山大学医療安全管理業務  
監査結果報告書

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会規則に基づき、監査を実施しましたので、以下の通り報告します。

1. 監査方法

医療法施行規則第 9 条の 2 3 の 9 号に準じ、国立大学法人富山大学附属病院の医療安全管理業務について、管理者及び医療安全業務関係者等から、説明聴取、資料閲覧の方法により報告を求め、医療に係る安全管理について監査を実施しました。

2. 監査結果

①優れていた項目

- 1) 医療安全管理責任者や医療安全管理委員会の業務内容が分かりやすく簡潔にまとめられている。
- 2) インシデントの報告事象が具体的に明記されている。
- 3) インシデント発生時の対応が時系列的に明記されており、また、患者・家族へ配慮した内容となっている。
- 4) 医療事故発生時の対応がマスコミ対応を含め分かりやすく明記されている。
- 5) コードブルーについて、適切なタイミングでの解除及び放送対応が明記されている。
- 6) 入院患者の無断離院に関する対応手順が詳細に記載されており、警察への対応も分かりやすくまとめられている。

②改善項目、その他

- 1) 患者影響レベルのその他、不明について該当するインシデントレベルについて検討いただきたい。
- 2) 処置や手術等に伴う合併症について、インシデント報告のルールを検討いただきたい。
- 3) 富山大学附属病院における医療安全管理体制フローチャート表にゼネラルリスクマネージャーや死亡症例検討会等の委員会名を追記し表の見直しを検討いただきたい。

4) 医療事故調査制度に該当した事象が発生した場合の院内事故調査委員会の対応について明記さるよう検討いただきたい。

平成 31 年 3 月 27 日

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会  
委員長 伊 藤 透